

武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例

武蔵野市下水道条例（平成8年9月武蔵野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(指定の申請)</p> <p>第7条の2 前条第1項の指定は、排水設備の新設等の工事を行う者の申請により行う。</p> <p>2 <u>前条第1項の指定</u>の有効期間は、指定を受けた日から4年を経過した日の属する年度の最終日までとする。</p> <p>3 指定工事事業者は、前項の<u>指定の有効期間</u>満了に際し、引き続き指定を受けようとするときは、指定の有効期間の更新を申請することができる。この場合の指定の有効期間は、<u>前項</u>の規定を準用する。</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第7条の2 前条第1項の指定 <u>(以下「指定」という。)</u> は、排水設備の新設等の工事を行う者の申請により行う。</p> <p>2 <u>指定</u>の有効期間は、指定を受けた日から4年を経過した日の属する年度の最終日までとする。</p> <p>3 指定工事事業者は、前項の<u>有効期間</u>の満了に際し、引き続き指定を受けようとするときは、指定の有効期間の更新を申請することができる。この場合の指定の有効期間は、<u>同項</u>の規定を準用する。</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>(指定の基準)</p> <p>第7条の3 市長は、前条第1項<u>の規定により指定の申請</u>をした者が、次に掲げる要件を満たしているときは、<u>指定工事事業者として指定するもの</u>とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(指定の基準)</p> <p>第7条の3 市長は、前条第1項又は第3項<u>の規定による申請</u>をした者が、次に掲げる要件を満たしているときは、<u>指定をするもの</u>とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

<p>2 <u>市長は、前条第1項の規定により指定の申請をした者（法人にあっては、その代表者）が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>指定工事事業者の指定</u>をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>破産者で復権を得ない者</u></p> <p>(3)及び(4) (略)</p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項又は第3項の規定による申請をした者（法人にあっては、その代表者）が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと市長が認める者</u></p> <p>(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(5) <u>その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があると市長が認める者</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>号の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>号の追加</p>
<p>3 法人が前項の規定に該当するときにおいて、当該法人の代表者の地位にあった者は、当該法人が<u>前項第3号</u>又は第4号に該当する間（当該法人が解散した場合には、存続したものとみなして<u>前項第3号</u>又は第4号に該当する間）、個人又は法人の代表者として、<u>指定工事事業者の指定</u>を受けることができない。</p> <p>(工事事業者証の交付)</p>	<p>3 法人が前項の規定に該当するときにおいて、当該法人の代表者の地位にあった者は、当該法人が<u>同項第3号</u>又は第4号に該当する間（当該法人が解散した場合には、存続したものとみなして<u>同項第3号</u>又は第4号に該当する間）、個人又は法人の代表者として、指定を受けることができない。</p> <p>(工事事業者証の交付)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p>
<p>第7条の4 市長は、<u>第7条第1項</u>の指定を受けた者に、武</p>	<p>第7条の4 市長は、指定を受けた者に、武蔵野市指定排水</p>	<p>字句の削除</p>

<p>蔵野市指定排水設備工事事業者証（以下「工事事業者証」という。）を交付する。</p> <p>2 及び 3 （略）</p> <p>（指定の取消し等）</p> <p>第 7 条の 6 市長は、指定工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6 月を超えない範囲内において指定の効力を停止し、又は指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により、<u>第 7 条第 1 項の指定</u>を受けたとき。</p> <p>(3)から(5)まで （略）</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第 7 条の 7 第 7 条第 2 項の規定による登録は、排水設備の新設等の工事に関する技術上の管理を行う者の申請により行う。</p> <p>2 市長は、前項の規定により登録の申請をした者が市長の認める排水設備工事責任技術者資格試験に合格した者であるときは、<u>責任技術者として登録するものとする</u>。</p> <p>3 <u>前項の登録</u>の有効期間は、前項の排水設備工事責任技術者資格試験に合格し、責任技術者の登録資格を有した日か</p>	<p>設備工事事業者証（以下「工事事業者証」という。）を交付する。</p> <p>2 及び 3 （略）</p> <p>（指定の取消し等）</p> <p>第 7 条の 6 市長は、指定工事事業者（<u>法人にあっては、その代表者</u>）が次の各号のいずれかに該当するときは、6 月を超えない範囲内において指定の効力を停止し、又は指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 偽りその他<u>不正の手段</u>により、指定を受けたとき。</p> <p>(3)から(5)まで （略）</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第 7 条の 7 第 7 条第 2 項の規定による登録（<u>以下「登録」という。</u>）は、排水設備の新設等の工事に関する技術上の管理を行う者の申請により行う。</p> <p>2 市長は、前項の規定により登録の申請をした者が市長の認める排水設備工事責任技術者資格試験に合格した者であるときは、<u>登録をするものとする</u>。</p> <p>3 <u>登録</u>の有効期間は、前項の排水設備工事責任技術者資格試験に合格し、責任技術者の登録資格を有した日から 4 年</p>	<p></p> <p>字句の追加</p> <p></p> <p>字句の改正 字句の削除</p> <p></p> <p>字句の追加</p> <p></p> <p>字句の改正</p> <p></p> <p>字句の改正</p>
--	--	--

<p>ら4年を経過した日の属する年度の最終日までとする。</p>	<p>を経過した日の属する年度の最終日までとする。</p>	
<p>4 市長は、前項の<u>登録</u>の有効期間が満了する日前1年以内に、市長の認める更新講習を受講し、かつ、登録の更新を申請した者を<u>責任技術者として登録するものとする</u>。この場合の登録の有効期間は、登録の更新を受けた日から4年を経過した日の属する年度の最終日までとする。</p>	<p>4 市長は、前項の有効期間が満了する日前1年以内に、市長の認める更新講習を受講し、かつ、登録の更新を申請した者<u>について登録をするものとする</u>。この場合の登録の有効期間は、登録の更新を受けた日から4年を経過した日の属する年度の最終日までとする。</p>	<p>字句の削除 字句の改正</p>
<p>5 市長は、<u>第7条の3第2項第1号から第3号までに該当する者又は第7条の9の規定により第2項の登録を取り消されてから2年を経過しない者を登録してはならない。</u></p>	<p>5 <u>第2項又は前項の規定にかかわらず、市長は、第1項又は前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。</u></p>	<p>項の改正</p>
	<p>(1) <u>精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと市長が認める者</u></p> <p>(2) <u>第7条の3第2項第2号、第3号又は第5号に該当する者</u></p> <p>(3) <u>第7条の9の規定により登録を取り消されてから2年を経過しない者</u></p>	
	<p>6 <u>責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態と</u></p>	<p>項の追加</p>

<p>(登録の取消し等)</p> <p>第7条の9 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに<u>該当した</u>ときは、6月を超えない範囲内において登録の効力を停止し、又は登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第7条の3第2項<u>第1号</u>又は<u>第2号</u>の欠格事由に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 偽りその他<u>不正な</u>手段により、<u>第7条の7</u>の登録を受けたとき。</p>	<p><u>なつたときは、市長にその旨を届け出るものとする。</u></p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第7条の9 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに<u>該当する</u>ときは、6月を超えない範囲内において登録の効力を停止し、又は登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第7条の3第2項<u>第2号</u>又は<u>第7条の7第5項第1号</u>に掲げる欠格事由に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 偽りその他<u>不正の</u>手段により、登録を受けたとき。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正 字句の削除</p>
--	---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行を踏まえるほか、所要の改正をするものである。